

支部設立方法 及び 支部規定

◆支部の特典

- ① 支部批評 : ニッコールクラブ アドバイザーまたはニコンカレッジ講師による作品批評
- ② 支部キャラバン : ニッコールクラブ アドバイザーによる出張指導（支部負担有）
- ③ 支部写真展 : ダイレクトメール代理発送、祝花贈呈
- ④ その他 : フォトコンテスト一括応募

◆支部設立の条件

- ① 当該年度有効なニッコールクラブ会員（会員種別不問）が 20 名以上在籍していること。
- ② 6 か月に 1 回以上の支部活動を実施すること。
- ③ 支部設立時には「支部会則」「支部員名簿」「支部連絡先原稿カード」「年間活動計画書」は提出すること。
- ④ ニッコールクラブ事務局が定める「ニッコールクラブ支部規程（下記）」を遵守すること。

◆支部設立の審査と承認

- ① 審査結果を代表者の方にご連絡いたします。審査結果が出るまでに最大 2 か月ほどお待ちいただくことがあります。
- ② 承認が下りてから約 2 カ月後に、支部旗を供与いたします。
- ③ 支部特典は支部設立の承認が下りた時点でお申し込みいただけます。

◆ニッコールクラブ支部規程

- ① ニッコールクラブ支部（以下支部と称す）は、当該年度有効なニッコールクラブ会員でかつ地域居住者をもって結成され、会員相互の親善、友好を図り写真文化の向上に貢献することを目的とする
- ② 支部は次の事業を行う。
 - 1. 支部例会、作品発表会、撮影会、講演会等の開催
 - 2. ニッコールクラブ事務局が企画する催事への協力
- ③ 支部を結成する際、当該年度有効なニッコールクラブ会員が 20 名以上在籍すること。
- ④ 同一地域に複数支部が結成された場合、支部の名称は支部事務所所在地の地名を含む支部名とする。
- ⑤ 支部の設置、改組、解散は、ニッコールクラブ事務局がこれを審議して決定する。
- ⑥ 支部を継続する際、当該年度有効なニッコールクラブ会員が 10 名以上在籍すること。
- ⑦ 支部は、原則として 6 ヶ月に 1 回以上、例会・撮影会・作品発表会等何らかの活動を行う事。
- ⑧ 支部に次の役員を置く。
 - 1. 支部長（1 名）：支部を代表し、会務を総理する。
 - 2. 連絡担当者（1 名）：ニッコールクラブ事務局とのやり取りができる方（支部長兼任も可）
- ⑨ 支部の活動年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

- ⑩ 支部は毎年3月末日までに「支部員名簿」「支部連絡先原稿カード」をニッコールクラブ事務局に提出すること。
- ⑪ 支部の経費は、支部会員によりまかなう。
- ⑫ 支部に属する会員相互間において、不法行為、迷惑行為その他一切の公序良俗に反する行為に起因して問題が生じた場合、支部において解決するものとし、ニッコールクラブ事務局の責めに帰する事由の無い限り、ニッコールクラブ事務局および株式会社ニコンイメージングジャパンは一切責任を負わない。

<連絡先・送り先>

〒140-0015 東京都品川区西大井 1-7-11

ニコンイメージングジャパン ニッコールクラブ事務局 「支部」係

TEL：03-6743-5653

以上